

法令用語(18)「教科用図書検定調査審議会」

都道府県教育委員長協議会定期総会

海部 俊樹……………(4)

文部大臣あいさつ

文化行政のこころ

関野 克……………(11)

滋賀県の文化行政

西田 真一……………(22)

鎌倉の文化財保護

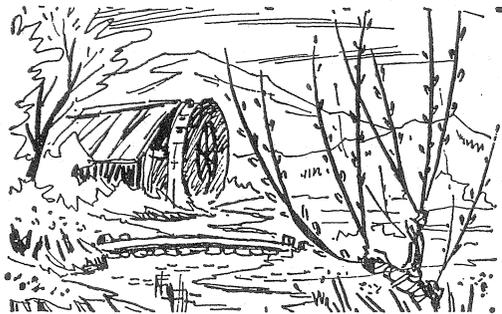
小島 寅雄……………(30)

私の学校経営

草創期の精神を生かす学校経営

友永 茂男……………(37)

「気迫と情熱」学習とクラブ活動の両立



随想

雑感

原田 親貞……………(20)

学校における事故の概況

……………(45)

学校体育施設の開放と保健制度の概要

……………(54)

△資料▽

教科書検定制度の運用の改善について

……………(66)

昭和五十一年度 全国市町村教育

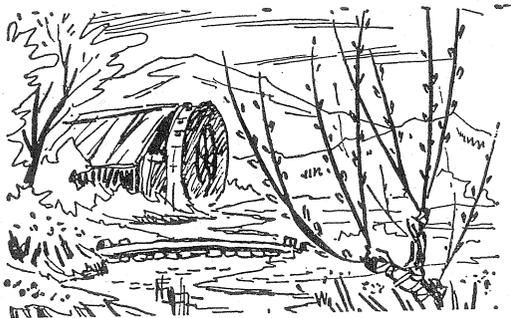
委員会教育長研修会について (3) 地方課……………(74)

新教育長紹介

……………(78)

地方通信欄

……………(78)



文化行政のこころ

関野 克

はじめに

文部省では、文化行政長期総合計画懇談会を設けられたが、その中間報告が昨年発表された。この報告は、日本の文化行政の現状とこれからという方向に行政を発展させるかを把えた重要な資料であると考えられる。私も、懇談会の末席を汚したのであるが、文化財の保護方面に携わる者として委員方の大変貴重な御意見をうかがうことができた。

本稿では、懇談会の中間報告を基礎としながらも、私なりに日本の文化に取組む行政の心構えを考えてみたいと思う。

文化の多極化と集中化

日本の行政が明治以来、中央集権的な性格をもってきていることから、地方に対して啓蒙的な立場をとってきているということがいわれている。私も文化財保護の方面については、そういう立場に立ってきたと思う。やはり、戦前のことを思えば、地方行政は、中央から比べれば低く事大的で中央への依存度が高かった。戦後地方自治と関連して地方行政の水準も自ら向上した。

現行制度においては、中央では文部省が学術と教育と共に文化を所掌し、地方においては自治体に教育委員会が設けられ、一体的に処理が図られていることは述べるまでもない。

更に、教育委員会事務局の内部的な事務処理体制をとってみると、ずっと以前は、文化財保護ないし文化振興について単独の課を設けて処理されているところが少なく社会教育関係の事務処理組織において処理されることが多かったと思うのであるが、近時文化課、文化財保護課等の様に事務処理体制が充実されつつある。また、それぞれの都道府県、市町村等において独自の文化事業、文化財保護事業を行い、その内容においても中央文化の啓蒙という色彩を急速に払拭しつつある。

ともかく、従来文化行政が中央文化の啓蒙の色彩が濃かったのは、「都鄙雅俗」というような観念が前提として皆の頭の中にあっただからであって、これは単に国内における中央と地方だけでなく、西欧と日本との関係においてもそうでなかったかと思う。しかし、「中央」文化だけが文化であるというような観念は、一種の洞察力を欠く見方であって、文化のいわば相対性といったものが理解されねばならず、またそれは一般に承認され、認識されつつあるといえるであろう。むしろ「中央」文化が、その受

け手にとっていわば根なし草的性格をもった画一化にすぎるものであるということに問題意識をもつ者が増えているといってもよいのである。

そこで文化行政のこれからの方向としては、中央に文化を集中させるような方策及びその啓蒙ということではなくして、各々の地方文化を振興し、育成していく線に沿った方策がとられなければならないと思う。しかし、このことはもとより文化の集中を否定するものではなくて、単なる行政区画を越えて地域文化圏作りを育成することであり、そこには何らかの中心、核というべきものが必要なのである。言い換えれば、地方の事情、環境、歴史伝説によって文化の拠点が作られる訳であり、厚薄色々あると思うが、文化が多極化されると同時にある所に集中されなければならないということである。要するに多極化が、平均化、薄いものになってしまっただけではない訳であって、ある限定された極で集中化されて、それがそれぞれ多様な、特長をもった文化圏が形成されて育っていくことだと思ふ。

文化における過去・現在・未来

文化行政を考えるにあたって、見落としてならないことは、文化というものは、その土地の歴史を通じて長い間我々の祖先から継承されて現在に及んでいることであり、現代の我々は過去の文化を継承してそれに更に新しい創造を加えて文化を振興し、発展させていくことがある。言い換えれば文化における過去と現在と未来という問題である。文化の伝承に関しては、行政的には文化財の保護の面であるし、創造は文化の振興の問題になる。

文化の伝承については、戦後、文化財保護法が整備されて有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記

念物・伝統的建造物群である過去の文化遺産を保護していくことが規定されているが、総合的である点で国際的に日本の法律が代表的であり、ユネスコを通じ外国で参考にされた面もあった。

しかし、文化の創造、振興を含めて、法律の制定がまだ充実していないと聞いている。今後文化行政の基盤整備のための「文化振興法」というような法律が作られたらどうかという。しかし、文化の伝承・文化の振興のいずれの面においても、法律の制定あるいは行政的な手段・財政的な処置をまっとうとどまらず、それぞれの生活環境の中で国民間に根ざした文化を的確に認識し、自分の生活の中で伝え、かつ新しい文化を創造して子孫に伝えていくことが、現在の我々の使命ではないかと思う。文化の伝承を認識し、その上に新しい文化を創造していくという生き方が、最近よくいわれるアイデンティティ（自己同一性）の把持・回復ということにつながるのだと思うのである。

文化と交流

文化の伝承とその上に立った創造を強調するあまり、一つ間違えば悪しき民族主義、国粹主義となり排他的になりかねないのである。民族と国によって文化が異なっていることに目をふさいで他民族、他国民に自国の文化を押しつけるきらいがなかったといえないのが、戦前、戦中の我々の姿であった。今でも、海外に出た同胞が、現地の風俗、習慣等、他国の文化についての配慮が足らず民族感情、国民感情を逆なでする場面もあると聞いている。

排他的な文化のあり方は決して好ましいものではなく、他の民族と国における文化を尊重することがないというのは自らの文化にとっての可能性をもとぎすものである。直接、間接の文化交流は自分の文化を發展させていく刺激すなわち自国の文化の發展にとって一つの原動力となりうるのであって他の異なった文化を認識し、受け入れていく文化相互の交流は、いろいろの民族と国における文化を伝承・創造していくことと密接な関係をもつのである。

そうならば全部の文化が同じになる必要は毛頭なくて、むしろ文化創造の為には、地域における文化が異なっていることがよいことになる。異なった文化間の交流すなわち国際及び国内各地域間の交流とその上に立つての自個文化の形成、既にありまた形成の過程にあるものとしての自国文化と他国、他民族間の文化の交流などは自国文化の形成に役立ちこれらを通じての相互理解は平和にも寄与するのである。その意味で、文化の相違を民族同士、国民同士、各地域住民同士がお互いに知りあうということは国際的にみても大変大事なことであると思う。文化の国際交流は戦後における大きな流れの一つである。

ちなみに、国内及び国際水準での自然及び人類の遺産である文化財の保護、文化の振興、国際交流に関してユネスコが国際条約と国際勧告を総会で採択している。昨年アフリカのナイロビで第十九回総会が開かれ、博物館の間での文化財の国際交流に関する勧告、歴史的地区の保護及びその現代における役割に関する勧告、並びに、公衆が文化に対し自由で民主的に接近し、かつ社会の文化生活に能動的に参加することを確保する措置に関する勧告の三つが採択された。

そのように国際的にも文化の相互理解と交流問題が強くとりあげられている。例えば、フランスからミロやモナリザの世界的美術品が日本で公開され、日本からは鑑真和上の像が海外で公開されるというように国際的に最高の芸術作品がトピックス的に交流している現状もみられる。

文化と環境

戦後、産業が高度に発展し環境破壊悪化の問題……いわゆる公害問題……が起った。しかし今日では、我が国の経済は、オイル・ショック以来高度成長から低成長時代に入った。戦後の産業の高度成長は、戦争の惨禍の復興の問題とからんで、特に日本に特筆すべきことであった。それだけに、公害問題が顕著にみられたのではないだろうか。現在においては、その反省の時代に入ってきて、産業の高度化、商業化の時代から脱工業化時代へと移りつつある。

人間環境問題がストックホルムで取り上げられたのは脱工業化時代の一つのあらわれであった。人間環境の一部を少くとも形成しているのが文化環境である。文化は、環境を離れては考えられない。要するに先述したように国家と民族、中央と地方、都市と田舎という各々の文化の拠点において、その土地と結びついた環境の中で文化は生まれた。そういう文化のある環境の中で我々は育った。すなわち文化を学習し、また文化に参加し、そして創造して未来へ指向する。それは、その土地に結びついた文化の未来への創造を加えた伝承といえると思う。従って環境を離れて文化の伝承、創造ということは、考えられないのである。

最近では、文化環境という言葉すら生まれてきている。文化環境にはいろいろのものが考えられる。自然もまた人間の息がかかったものについては文化といえる訳であるので文化環境の意味する所は広い。文化財の史跡とか名勝天然記念物等はもとよりこの中に入ってくるし、都市の文化環境には学校、博物館、公民館、音楽堂、劇場なども入ってくるであろう。文化環境の中において文化の伝承と創造が

活発に行われる。文化の保存と共に発展させる為に文化振興の行政がなされなければならないと思う。ところで、戦後産業の高度化は、公私の事業によって日本の文化財を著しく破壊し、文化環境をそこなったというところで全く産業は文化の敵であるといわれ、文化に携わる人は等しくそう思った。日本ばかりではなく国際的にもブルドーザーが環境破壊の象徴としてあるわけである。考えてみると産業自身自然を豊かな人間の富として蓄積していくことの一つの手段である。対立してとらえられるべきものではない。たとえば、産業革命は、近代における一つの歴史的事実であるが、文化の一つの基盤としても忘れてはならないのである。

最近ヨーロッパ産業考古学という学問が提唱されて国際的に広がりつつある。既にヨーロッパでは、産業遺跡、産業博物館等が整備されてきて、欧州のガイドブックにまで出版されている状況である。日本では果たして産業考古学があるのか、産業に関する歴史的遺跡が保存されているのか。産業遺物が博物館等に整備されているのかという点については、ある一部のものはあるけれども恒常的にそういうものはなされていない。

明治村では明治初期の工場建築を移してその中に、明治時代の産業機械を展示している。産業考古学あるいは産業遺跡とか産業遺物というものも人間の残した文化遺産として我々は伝えていかなければならないし、産業界の人々も十分理解してもらわなければならない。心ある産業界の人々は、既にそういう運動を始められている。明治村が設置されたのは先駆的なものとして敬意を表さなければならぬと思う。

日本の文化について

日本の文化について建築だけを考えてみても、古社寺や民家がある一方に、近代的なビルディング、学校、官庁、工場などが共存している。

かつては中国の影響を多分にうけたそれを自分のものとし、今度は欧米の影響をうけた。明治以降の一〇〇年の間に、都市は、今日の眼でみるような国際的狀態に達した。

もともと日本の文化と西欧の文化とが大変違うことは、日本が木の文化であるのに対し、西欧は石、レンガの文化であり、それに鉄、ガラス、セメントの近代文化が加わる。このようなものが混在している文化のあり方はどういふものであるかは難しい問題である。戦後の建築について一つの例をあげてみると全く近代的な最初の超高層である霞ヶ関ビルのすぐ近くに明治時代の西洋式官殿である旧赤坂離宮を修復・改造した迎賓館があり、また、すぐ近くの宮城の中には昭和新宮殿がある。新宮殿はもちろん近代材料である鉄、ガラス、セメントを使ってこれを造っているが、しかしながらデザインに日本の伝統を充分とりいれているわけであるし、日本画家によって障子や壁に絵が描かれている。旧赤坂離宮は、明治末年にフランスの宮廷建築を模した日本で最初の大学教育をうけた建築家の設計である。幕末開港から五十年にして西洋建築を高度に取り入れることが可能であったことが大変興味深い。

これに対して超高層ビルは、全く戦後の世界的水準での近代建築として生まれた。建築一つとってみても、このように近接したところに異なるものが共存しているというのは、日本文化の一つの特質を表わしていると思う。これも一つの新しい文化である。ここに日本の近代化の過程での文化の伝承と創造がみられよう。

昔の中に新しい夢を

第二次大戦で、日本がさんたんたる状態になった終戦当時、国民が戦争を放棄して日本の進むべき道は文化国家であると等しく誓ったわけである。それは確かに日本の進むべき正しい道として未来の夢としてかかげられたと思うのである。戦後三十年以上を経過した今日、それがどの程度果たされたであろうかと省みると、はなはだお寒い状況であると思う。一例をあげると、文化庁予算は文部省予算の一パーセントに足りない〇・八パーセントが、〇・九パーセントに延びたか延びないかというところで五二年度の予算がぐまれようとしている。アメリカのカーター大統領が「古い夢に新しい誠実を」と誓ったと新聞に報道されているが、これは大統領が、新しい夢を提唱したのではなく昨年二百年を迎えたアメリカの建国以来の、古い夢をもう一度想い出しその実現に一層の努力をしなければならぬと語ったものである。我々も、もう一度近くは戦後の文化国家の夢、遠くは日本民族の昔の夢をかえりみて、そこで着実に進むということではなければならないと思う。初心忘るべからずとか原点に帰れとかいう言葉が語られるが同じような意味であろう。

ヨーロッパでの街づくりで、アミニティという言葉が慣用されている。それは伝統的な町や村の住居環境の好ましさ、失いたくない心地よさを表わしており、「古い町での新しい生活」がイギリスの伝統的町並・集落保存の標語となっている。アミニティの中で人は昔を確信し真心をもって新しい夢を持ちたいと願う。それが文化の伝承と創造に通ずる正しい道にほかならないと私は思う。

滋賀県の文化行政

滋賀県教育委員会事務局
文化部長心得兼社会教育課長

西 田 真 一

文化部設置のねらい

昭和五十一年四月、滋賀県教育委員会事務局の組織規程の改正で、文化部が設けられ、私が部長心得として、その職に就くこととなった。

この部の設置は、新しい知事のもとで、県庁全体の行政機構を、効率的に、むしろ縮少の方向で見直し検討しようとする、行政調査室の建議（六課を廃止、老人福祉と文化振興の二課新設）をふまえ、これを機に文化部の設置をみたもので、このことは知事の文化行政に対する積極的な姿勢のあらわれである。

高度経済成長から、安定成長へと移行する社会情勢の中で、政治、経済、教育、福祉などの施政方向が、厳しく問いなおされているとき、県民の一人ひとりに、物質的欲求を満たすことから精神的安定をめざし、物と心の調和をはかり、生活とくらしに密着した文化振興を行政的に推進することは誠に意義深いことである。幸い、滋賀県には、古い伝統と歴史に支えられた優れた文化がある。これを継承し、新しい時代に生きるユニークな文化を創造すると云うことである。

恐らく、全国都道府県自治体の中で、知事部局、教育委員会部局を通じて、始めての試みであろう。文化という行政になじ

みにくい事柄を事務的に進めようとする意欲を、それなりに評価していただければ幸いである。

文化部の組織と特色

組織図表は別掲のとおりである。ただ、新設した文化振興課

と統合新設された青少年課の機能と役割について説明すると、文化振興課

従前、社会教育課に文化振興係が設けられていたが、一係ではどうしても画期的な施策は図れない。観光物産課の余暇係等を併せて専管課が新設された。このことで飛躍的に業務範囲が幅広く拡がり、文化芸能の観賞機会や、創作発表が県下各地に展開された。また、幾つかの新規事業が積極的に進められた。

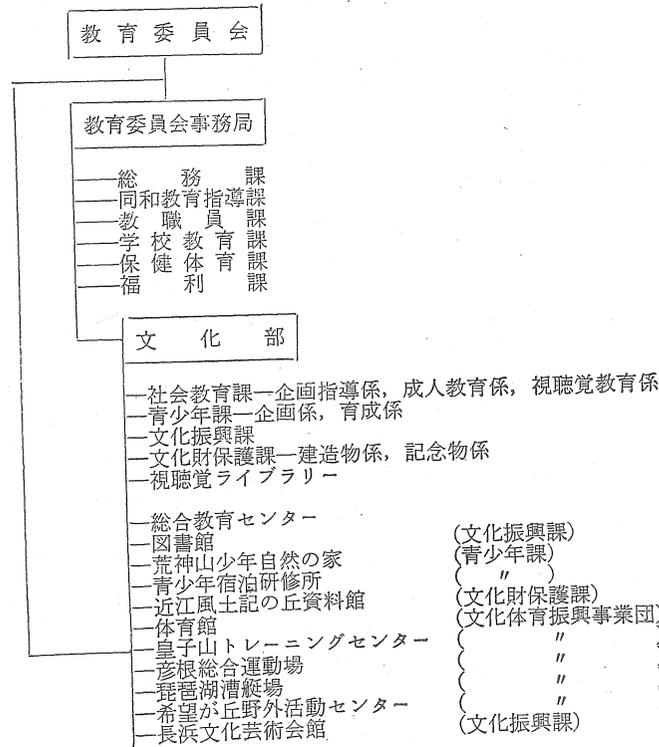
青少年課

青少年行政は、大別すると、青少年対策と青少年の社会教育である。ところが、前者は総合調整の立場から、知事部局で管掌する府県が殆どで、青少年団体の窓口一本化の要望に答え難い。また両者を併せて知事部局で執行しているところもあるが、何れにせよ滋賀県では、知事権限を教育委員会に補助執行することとなった。

文化部各課の事業概要

滋賀県の独創的な事業内容を中心として概要を記述する。

社会教育課



高度経済成長のもとに蔓延してきた物質中心主義、合理主義の過度の進行により様々な社会のひずみが生じ、物質的に豊かな中にも暮しの周辺が、いら立ちや不満に満ちているのは、むしろ物価高や公害、不況のせいも十分あるが、精神的な何物かの欠落による焦燥感があるからと考えられる。

こうした状況下で低成長時代を迎えた今日、県民個々の心の面でのゆとり、豊かさを回復し、真に生きがいのある人生、生き生きとした地域社会の形成のための環境づくりに努めることこそが社会教育行政の新しい重要課題であると考え、各種学級、研修の内容充実はもとより、昭和五十一年度は次の県費単独の新規事業を行うこととした。

1 読書活動促進事業

労働時間の短縮、余暇時間の増大、個人生活の自由度の増加等に伴うライフサイクルの施策が望まれる現状から、「心の潤い」を目的に読書活動を促進するため、市町村の図書整備に要する経費に対し補助する。

この事業は、公民館図書室、図書館等での購入図書で、購入図書の内容は子ども向き図書を三分の一以上購入することを条件としている。

なお、この事業の昭和五十一年度予算額は一、〇〇〇万円であり、市町村の基準経費は四〇万円、補助率は二分の一として

また、この事業活動が地域住民の自主的な活動に発展するよう市町村ごとの「新しい町づくり運動推進協議会」の設立促進を図っている。

青少年課

教育委員会所管ではどうしても、健全育成、教育的発想に重点がおかれる。ところが行政の一元化では、環境浄化、青少年保護との両立を図る必要がある。そのため、県警本部からの職員派遣を受けている。青少年保護条例の執行、青少年育成県民会議、青少年対策本部の運営、補導センターの指導等、いままでの感覚になじまない点もあるが、精一杯の努力をしている。

1 青少年育成県民運動

(春、夏、年末年始)に強調月間を設定し、それぞれの期間に見合った目標を定めて、県民総ぐるみの運動を展開する。

2 滋賀青年の船

島国の日本では、ほとんどの府県が海に接しているが、本県は周囲が山に囲まれ、中央にわが国最大の湖・琵琶湖がある。

この特性を生かして「明日の滋賀」を担う青少年団体の指導者に、現代における琵琶湖の位置づけ、その重要性、問題点を、また青少年団体活動の有用性等を理解・把握するため、各種青少年教育の一環として「滋賀青年の船」事業を実施している。「滋賀青年の船」は、昭和四十四年から始め、本年度第八

た。

2 市町村社会教育振興事業(新しい町づくり推進事業)

地域社会の住民としての郷土愛ならびに連帯感の高揚を図り、郷土に対する自覚と誇りを持ち、真に住みよい、明るい、心豊かな新しい町づくり活動の展開を促進することとし、この事業を実施する市町村の経費に対し補助することとした。

なお、この事業の内容としては次の事業を何れも実施することが補助条件とされる。

(1) 本を読む親子ひろば事業

読書を中心とした活動を行い、心の交流を図ることとし年間二〇時間以上、一グループは親子三〇人程度

(2) 自然に親しむ親子ひろば事業

ハイキングや野外活動を通じ、心の交流を図ることとし年間三回以上、一グループは親子三〇人程度

(3) 町づくり市(町村)民ひろば事業

主として成人を対象に地域住民相互の対話交流、研修を深める事業

なお、この「新しい町づくり推進事業」の昭和五十一年度予算額は二、五〇〇万円であり、市町村の基準経費は七五万円、補助率は三分の二とした。

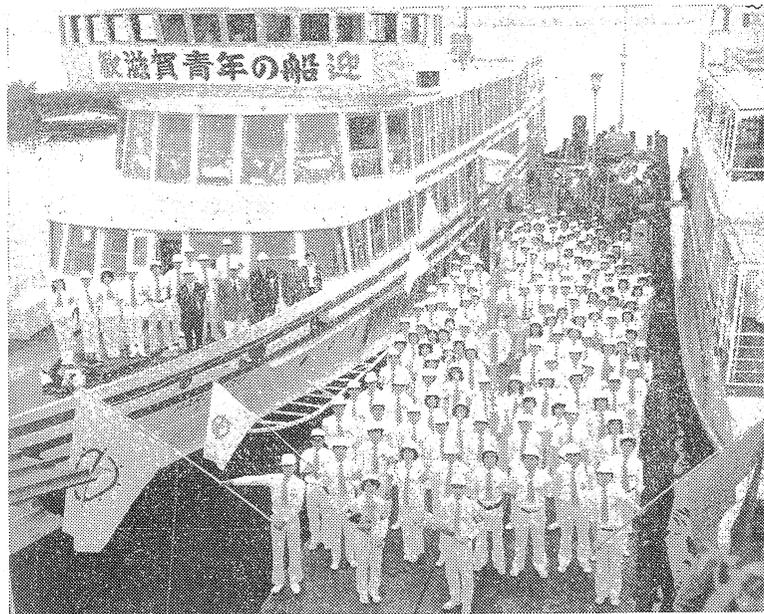
目を迎え、今年は「よりよい社会を目ざして我々は今、何をなすべきか」をテーマとし、三泊四日で、主要日程は、加藤日出男氏の記念講演、知事・教育長との懇談会、青少年団体活動の意義、情報交換、レクリエーション、文化財見学等を実施した。

これ迄の、青年の船参加者は、一、二〇〇名にのぼり、各々が自主的に「再会のつどい」の開催、相互交流、指導者講習会などへ参加しており、貴重な青春の体験として、それぞれの胸に何かを掴み、明日の郷土の担い手として地域・職場において大きく羽ばたいっている。

3 青少年地域活動

昭和五十一年度から国の補助事業として実施しているこの事業は、二十六の市町村に委託し各々の地域の実情に即した活動が展開されている。市町村では、青少年団体のリーダーを中心とした実行委員会で各団体間の連けいをとりながら内容や方法が企画検討され、多くの青少年が主体的な活動を展開している。

まず、地域の豊かな環境をつくり出す活動として、花いっぱい運動、あいさつ運動、びわ湖や河川、公園、キャンプ場などの美化活動、交通安全運動、自然愛護や緑化活動、新しい町づくり研究会など多種多様な活動が実施されている。



また、伝統文化の継承発展を図る活動としては、文化財の清掃、伝承花火の復活、伝承だこつくり、郷土芸能の学習や発表会、郷土の歴史学習や民話・民謡の集録、祭の継承など各々の地域における文化の発展をめざす活動がとりくまれていく。

なお本県では、青年団体連合会が昭和四十三年から「ふるさと運動」を提唱し、多くの青年達の共鳴を得て活発な活動を展開してきた歴史があり、現在も、レインボー計画と銘うった第二次五か年計画の推進中で、この青少年地域活動の実施とあいまって青少年団体の一層の充実と青少年の社会参加活動推進に大きな成果が期待されている。

文化振興課

物中心の経済時代から、心、人間性、創造性を重んずる文化の時代への転換を先取りし、文化振興策の体系化と行政における文化意識の普遍化をはかりつつ主として次の事業を実施している。

1 文化意識の高揚——文化へのめざめの啓蒙——

滋賀県は近江の国の昔から文化の栄えた所であるが、現在の県は文化的風土に乏しく県民の文化意識は低い。このために、文化情報ダイヤル等あらゆる機会を通じて文化キャンペーンの活発な広報活動を行っている。特に本年度、文化賞制度を創設し、隠れた文化功労者の顕彰を行なうなど潜在する文化意識の

掘り起こしにとめてきた。

2 文化・芸術鑑賞の奨励

——ふれあいの機会の提供・鑑賞のすすめ——

音楽・演劇等の巡回公演、県芸術祭の開催、文化施設における各種芸術の公演、展示などを計画的に進め、県民に対する芸術鑑賞機会の提供にとめていく。

3 文化芸術活動の促進

——創作のすすめ・グループの育成——

県芸術祭における各種文化芸術団体の活動促進、各市町村における文化活動促進のため「文化のさとづくり」補助、各種文化芸術団体の活動助成等にとめていく。

4 文化芸術関係施設の整備と同施設活動の促進

——文化の場づくり——

地域の特性ある文化拠点として県下広域単位に計画的整備を進めている。文化芸術会館をはじめ県立・市町村立の文化芸術関係施設の整備を促進するとともにこれら県立文化施設による文化事業のネットワーク化推進の指導にとめていく。

なお、本年度より新しく手がけた事業のうち、二、三の事業を紹介する。

(1) 「文化のさとづくり」の補助

市町村における文化活動を促進するため、市町村文化祭お

よび文化講座、芸術鑑賞等の文化普及事業に対して総額千五百万円の補助を行った。この補助により、県下五十市町村のうち、従来二十市町で実施していた文化祭が本年度は四十八市町村で盛大に行われ、好評を博した。また、その他の事業もこの補助金がメニュー補助であることから個性に富んだ各市町村独自の文化のさとづくり事業が活発に行われた。

(2) 「湖と文化の懇話会」の開催

今後における県文化行政を推進するうえの提言を得るとともに、県民の文化意識を喚起することをネライとして、十一人の有識者による「湖と文化の懇話会」を設置して、本年度四回の会合をもった。同懇話会のメンバーは桑原滋賀大学長、岡本京都大総長、今西京都大学名誉教授、梅棹国立民族学博物館長ら各分野にわたる滋賀県にゆかりのある一流文化人で、毎回テーマを定め委員と別個依頼した特別委員とが問題提起を行い、これをめぐって全委員による活発な話し合いが行われた。

本年度とりあげたテーマは、「滋賀県の文化の現状と特質」「県民性と文化」「滋賀県の自然的・歴史的風土にふさわしい文化振興方策は何か」「滋賀県の今後の文化行政について」で昭和五十一年度においても引続き開催する予定である。これらの議論をもとに県の文化振興の基本計画を策定す

る準備を進めている。

(3) 地域文化の基盤づくり

県芸術祭は本年度第六回を迎えたが、昨年度に比べ主催、参加公演が倍増し、市町村主催を除き四十八公演の実施、とくに本年度は公演地の偏在を避け、とくに日頃生の芸術の鑑賞機会に恵まれない地でも開催し、あまねく県民が参加出来るようにつとめた。また、市町村における文化協会の結成促進につとめ、地域の文化活動の母体づくりに努力し、本年度すでに二十二市町村で市町村単位の文化関係の総合団体の結成をみるに至り、本年度は全県的な団体として誕生する見込みである。

さらに、特に市町村の文化行政体制の弱体な状況にかんがみ、市町村文化担当者と文化関係団体を交えての文化振興研修会を催し、文化行政マンづくりにつとめている。

文化財保護課

歴史の古い本県には、古代における先人の活動をしのぶ建造物、美術工芸品等をはじめ、伝統工芸、芸能等のわざや衣食住、年中行事等の風俗慣習等生活の推移を語る民俗文化財、さらには寺跡、古墳、庭園等の記念物や地下、水底に眠る埋蔵文化財等の多種多様な貴重な文化的遺産を数多く保有している。民俗の長い歴史と祖先のたゆみない努力の結晶である尊い文化

財を、

4 文化財保存修理受託事業

国指定建造物の解体修理等については、所有者の委託を受けて、県が修理工事を施行することとしている。

5 遺跡保存整備事業

埋蔵文化財緊急調査については、最近の急激な近代化や開発事業の進展に対処するため、重要遺跡について国庫補助を得て発掘調査を実施することとしている。また、道路建設等の事業者負担にかかる発掘調査も相当数実施している。そのほか、史跡地の環境整備および公有化をはかることとしている。

文化行政の将来の展望

文化行政とは、ややもすると、美術、音楽、文学、演劇、伝承芸能、文化財など、芸術的視野、教育的発想に促われ易い。しかし、文化の根源は、日常の衣・食・住の生活そのものである。ろ。

美的感覚、生活意識、創造意欲、精神革命、道徳観念などの積み重ねから、一つの作品、一日の生活を、明るく、美しく、豊かに築く、基盤、土壌を高めることが文化行政の要諦である。

世界の日本人。日本の滋賀県人として、二十一世紀に向けて



財を確実に保存し、後世に伝えていくことがわたしたちの使命でもあり、そのため文化財をより深く理解し、こころの糧として愛するとともに、広くその有効活用をはかり県民の文化的向上に資するため、これらの保護行政を積極的に推進することとしている。

1 美術工芸品特別管理診断事業

美術工芸品の適正な管理指導を図るため、新たに、巡回診断事業を実施し、保存管理状況等を調査するとともに、必要に応じ殺虫等の応急措置をほどこすこととしている。

2 文化財助成事業

文化財の適切な保存を推進するため、国指定物件については国庫補助金残額の三分の一以内の補助、県指定物件については事業費の三分の二以内の補助を行うこととし、また、新たに、市町村主体の埋蔵文化財発掘調査については国庫補助金残額の二分の一以内の補助、市町村が設置する国指定、県指定文化財等の説明板については事業費の三分の二以内の補助を行うこととしている。そのほか、無形文化財技術保持者、無形民俗文化財保存団体ならびに(財)滋賀県文化財保護協会に対する助成を行うこととしている。

3 文化財保護基金造成事業

文化財の保存の促進を図るため、(財)滋賀県文化財保護協会が

立派に、はばたいてほしいと願うとき、県民の一人ひとり、個性溢れ、連帯感を身に備えた文化人として成長発展されること、が必要である。この意味で、県政の重点目標として、文化行政が採択された趣意が、線香花火で終わることなく、いつ迄も、大きく、生き生きとその輪が拡がることを確信している。

大晦日、深く雪におおわれた、曹洞宗大本山、永平寺からの除夜の鐘が、新しい年を告げた。

乱世の頃、開祖、道元禪師が「己れ自身を見付めよ」と成仏の道を説いたと云う。その教えを身にしめて、今年も頑張ろうと、心に誓いつつ筆をおく。

鎌倉の文化財保護

鎌倉市教育長

小 島 寅 雄

昭和二十四年一月二六日に日本文化の原点といわれた法隆寺金堂の壁画が灰燼に帰しました。このいたましい災害は文化財保護関係者にとって万死に値する痛恨事でありましたが、それは文化財保護の教訓となつて昭和五年に「文化財保護法」が誕生しました。

この法律の目的は、文化財を保存し、且つその活用を図つて国民文化の向上に資するとともに世界文化の進歩に貢献するというもので、有形文化財、無形文化財、史跡名勝天然記念物等の保護・保存を内容としています。

その後、この法律は昭和二九年に民俗資料がつけ加えられ、さらに一昨年、一部改正を経て今日に至っています。

昭和二九年の文化財保護法を受け、各都道府県および市町村段階で条例の制定が進み、神奈川県では「神奈川県文化財保護条例」が昭和三十年四月に生まれ、当市では昭和三五年に「鎌倉市文化財保護条例」の制定をみました。

当市条例の議会提出理由は、「鎌倉市内に存する文化財で市にとって重要なものについてその保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに広く文化の進歩に貢献する」ため条例を制定したいというものでした。

当市は改めて申し述べるまでもなく鎌倉時代の草創、武家政権発祥の地ですから、中世文化の宝庫ともいわれ、鎌倉時代を

中心とした数多くの文化財を抱えています。

指定文化財の件数をみても、国宝一六件、重要文化財一八四件、史蹟名勝天然記念物二二件、神奈川県指定文化財五七件、鎌倉市指定文化財一七九件の計四三八件となっています。

このような多数の文化財が現在まで保存されてきたことは大へんありがたいことと思つともにも一体誰の手で護りつづけてこられたのかと考えさせられます。ことに、鎌倉幕府滅亡、そして足利公方敗走の康正元年（一四五五）以降の鎌倉は、中世の栄華も消え「阪東の一寒村」になつてしまつたからです。庇護者を失つた社寺はこの間、どのように文化財を守つてきたのでしょうか。

文明一八年（一四八六）、道真准后は「廻国雜記」の中で

くちのこるとりのゐの柱あらわれて

由比が浜べにたてる白波

と詠んでいます。

また、細川幽斎（長岡藤孝）が天正一八年（一五九〇）に鎌倉に來た折の「東国陣道記」には、

十二日、鎌倉を見待りしに、かねて思ひやりしにも

越えて荒たる所なれば、

古のあと問ひ行けば山人のたき木こるてふ鎌倉の里

と記しています。こういう状況の中で誰が文化財の護り手であつたのでしょうか。

当時の寺院経営や構成などの研究を待たなければ、その実態の把握はできませんが、文化財の価値などよく認識していなかったと思われる名もない庶民の貢献度は大きかつたものと想像されるのであります。

それは当時の生活のなかに生きていた信仰や習慣といったものが仏像を護り、崇りがあるからと言って墓の保存にとめてきたと考えられますが、このように自然に作りあげられていた仏像、その他への関心が、結果的に今日見るような貴重な文化財の伝承となつたわけでありませう。

江戸時代になつて、鎌倉が徳川氏の領下に入ると鎌倉の社寺には朱印状が発給され、その所領を所蔵宝物とともに安堵しました。もつともその保護対象となつた社寺は由緒のある、しかも格式の高いものに対してのみでありました。しかし、この期の鎌倉諸社寺の宝物類の修理には眼をみはるものがあります。

これは徳川氏が源氏の末えいに当たるために、源氏と密接な関係のある鎌倉にとくに力をそそいだことと、徳川光圀の「新編鎌倉誌」や「新編相模国風土記稿」など徳川氏の鎌倉讃歌と啓蒙が人々にその意識を与え、大きく貢献していたと思われま

す。

しかし、徳川氏の援助や官撰地誌類の啓発があったにせよ多くの文化財はその保護を庶民が負っていたことはまちがいありません。

また、明治期に行われた神仏分離令にともなう廃仏毀釈の風潮から、あるいは天変地異の災害から常に文化財を護ったのも庶民でありました。

しかし、このような庶民の努力は完全なものとはもちろん言えませんから、この間に消滅した文化財の数も相当あったわけです。

このようにして庶民の手で護られてきた鎌倉の文化財に行政の手がさしのべられたのは大正一二年、当地を襲った関東大震災の直後からであります。

この地震が当地に大きな災害をもたらしたことは周知のところでありますが、文化財への被害も相当にあったため、文化財に対する関心がたかまるとともに、その保護の声が起き、その結果、文化財の修理、保存、展示等を計画的に行う町営の国宝館が建築されたのであります。

文化財の護り手が、庶民から行政へ移行したことは、文化財が国民の財産であるという近代的な意識の芽生えであったと評価することができます。

しかし、またそのことが従来まで文化財保護の主体であった庶民の文化財保護意識の喪失という、いわば従来その保護に努めてきた庶民の文化財離れの現象につながったというのは皮肉なことでもあります。

そして、結果的には仏像が高価な美術品として売り払われたり、墓地などが破壊されたりしたのであります。

こうした情況の進行する中で、昭和三五年に文化財保護条例が制定され、当市では教育委員会社会教育課内に文化財保護係を設置しました。それは昭和四六年五月のことで、市町村段階としては極めて早い方であったのです。

文化財保護係設置に当たって係の当面の方針は、

① 文化財の調査研究
文化財指定・遺跡発掘調査・その他

② 保護整備の計画・実施

民俗資料収集・庚申堂整備・説明板設置・史跡買収・各種文化財修理・各種文化財防災・その他

③ 文化財啓蒙普及活動の拡大
文化財めぐり・郷土芸能大会・書籍発行・その他

つまり、この「調査研究」「保護整備」「啓蒙宣伝」の三本柱に文化財保護業務を分割し、調査にもとづいて保護対象を整備保存し、市民に還元して行く体制の確立をめざしたのであり

ます。

ところが、この三本柱を円滑に関連させ合い、成果をあげて行くには現状では余りにも基礎的資料が乏しい事実が仕事をすすめてゆく過程で痛感されました。

係設置の翌年、昭和四七年に文化財資料に関するあらゆる面のデータを収集するため「文化財総合調査」が五ヶ年計画で実施されました。

調査の方法は次の通りであります。

- ① 字別の順序で地区毎に調査の実施を周知し、社寺、旧家を中心として主な文化財を調査する。
- ② 調査は各地区毎に期間を定めて行なう。
- ③ 各部門毎に対象物件を調査し、結果を調査報告書にまとめ、事務局に提出する。
- ④ 写真は必要に応じて、各主任調査員が写真担当者、あるいはその部門内の担当者に指示して撮影する。
- ⑤ 事務局は調査報告書にもとづいて、文化財台帳に必要事項を記載し、写真と共に保存する。

これは悉皆調査でありますから、有形文化財、無形文化財、指定文化財、未指定文化財を問わず、市内の社寺、旧家を文字通りシラミツブシに調べあげるのであります。

鎌倉の文化財保護

調査の組織は、

○有形文化財部会

- 1 木造建造物
- 2 石造建造物
- 3 仏画
- 4 その他の絵画
- 5 彫刻
- 6 刀剣・武具
- 7 金工
- 8 陶磁器
- 9 鎌倉彫
- 10 漆器
- 11 染織
- 12 中世文書
- 13 近世寺社有文書
- 14 近世民有文書
- 15 書
- 16 典籍

○無形及び民俗部会

- 1 村制・俗制
- 2 信仰年中行事

- 3 人生儀礼行事
- 4 衣食住
- 5 生産交通交易
- 6 その他の有形民俗資料
- 7 その他の無形文化財民俗資料

○考古記念物部会

にわかれた調査団を作りました。

構成する調査員は総勢八十余名とし、大調査にありがちな各調査部門範囲の狭小化を廃するため調査前の打ち合せ会議をもつてこれにのぞむことにしたのであります。

この調査による行政効果を端的に紹介しますと、

- ④ 市の指定文化財は文化財総合調査を開始してからの四年間で四十件あまりも増大しました。

この増加は調査中に新しく発見されたものや、従来注目されていたものを総合調査時に再調査し、価値づけられたものなどから順次指定していったものです。

指定されたもののうち修理や整備の至急に必要なのは予算計上の措置がとられて、おのずと保護・整備の事業も進み、その上将来の計画まで立案することができるようになりました。

歴史的事実の破かいに対するきびしい批判が多数よせられたこともそのあらわれの一つです。

2 としては宅地造成ブームによって自然環境が破壊されはじめた鎌倉に対する市民の緑を守る運動。

等であると思われまます。

しかし、各方面へ影響を及ぼしつつ進行してきた文化財総合調査を中心とした、文化財行政も各種の事業を進めている中で満足しえないなかが感じられるのであります。

それは、文化財と市民との接点の稀薄な点であります。

従来、文化財と市民の接触は年数回実施する「文化財めぐり」や各種出版物を通して行われています。この他、社会教育課が行っている婦人学級・成人学級の卒業生のうちから文化財愛好者が集って作ったグループが開催する各種の「史蹟めぐり」へ講師として、文化財保護係の職員が接触する程度ですから、文化財行政と市民の窓口は大へん狭小の状態にあると言えます。

文化財はかつては庶民によって護られてきました。

鎌倉が衰退して以降、絶えずその護り手は庶民であったと前にも述べましたが、それが、市民不在というか、直接に市民とつながりのないところで文化財保護行政が行われている現実、保護行政に対する満足しえない原因があるのではないかと

⑧ この調査によって得られたあたらしい資料を市民に一般公開し、その出版物も量・内容ともに増加したので啓蒙・普及の面で大きな成果をあげることができました。

⑨ さらに、この調査を契機として埋蔵文化財や遺跡の確認が進み、その保護に大きな貢献を果たした実例もあります。このように文化財総合調査は当市の文化財保護行政のなかで、もっとも基本的かつ中心的な役割を果たしました。

そして、またこの事業について、非力な地方行政のなかで一応の成果をあげ得たという、あたたかい評価を各方面から受けたのであります。

しかも、この鎌倉方式による文化財総合調査を基盤とした一環性のある行政サイクルが近隣各市へ影響を与え、昭和五十年には横浜市が、昭和五十一年度には横須賀市が同様の文化財総合調査を開始するようになったことはうれしいことであります。

このように当市の文化財行政が一定の進展状況を示し得て来たのは、どんなことに起因するのでしょうか。それは、

1 当市が奈良、京都とともに日本の三大古都といわれている当然の帰結として文化財行政の確立を望む声が全国的に長年来あったこと。玉縄城趾の破壊に際して、全国の歴史学者や考古学者の間から、単なるノスタルジアからではなく、具体的な

考えるのです。

社会情勢の著しい変化に伴って文化財破壊が進んだ時、護り手が常に庶民であった文化財の歴史が崩れ、行政がこれにかかりました。

法律でこれを保護しようという新しい方向が、実は皮肉にも文化財保護に最も重要な市民の手を軽視するという結果になったのであります。

これは、本来国民や市民の共通の財産であるはずの文化財が、「専門家や好事家にまかせておけばよい」という市民の意識をつくったからではないのでしょうか。

このような状態は文化財保護にとって好ましいものでないことは言うまでもありません。

そのために、今後の文化財行政の課題は、市民が文化財を共通の財産、特に精神的遺物として自からが継承してゆくような文化財普及の運動を行政で強く展開しなければならぬということだと考えられます。

それは、祖先から受け継いだものを市民自からが自分の手で次代へ引継ぐという文化財行政以前の文化財保護の状態に復する啓蒙運動であります。

このためにはまず行政内部の施策の手直しが必要があります。それは当市において基本にしている、①調査研究、②保護

整備、③啓蒙普及、といった行政サイクル、いわば調査研究主導型の行政を、啓蒙普及を中心とした形態に重点をおく逆のサイクルになおすことであります。

もつともこの文化財行政の三根幹はどの段階をとっても軽視できないものであって、互に三者依存しながら進むべきものであります。文化財保護の啓蒙普及が効を奏してこそはじめ、すべてのサイクルが円滑になるという認識へ向かって行くべきであろうと考へるのであります。

しかし、文化財を市民が自らのものとして意識するための特効的施策となると、それはなかなか難問であって、現在地道な方法として市民の文化財学習を進めながら、その方法をさぐっています。

さて、以上いくつかの文化財保護に関する基本的な問題点や当市の施策の一端を述べてきましたが、それらの実状のなかで今後どのように推進して行ったらよいか考へて書くことを書いてみたいと思います。

① 鎌倉市民憲章の第三項に、「鎌倉市の歴史的遺産を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝える」とあります。

今後の当市における文化財行政は、この憲章の精神を正しく反映させることです。

② そのためにはまず文化財行政を都市計画全体の中に位置づ

けること。

③ 文化財総合調査の結果得られたばう大な資料を効果的かつ実質的に行政に活用するために整理すること。

④ 市民が自から文化財を学び、その価値を発見し、文化財を次の世代へ継承してゆこうとする熱意をつくるため市民の学習環境の整備と学習に際しての適切な指導がおこなわれるよう努めること。

⑤ 各種の文化財関係の出版物をふやしたり、市民参加の行事を発売にして、文化財の問題を市民のものとする。

⑥ 文化財関係の各種の施設(国宝館・民俗資料館など)を建設整備すること。とりわけ、資料保存のための収蔵施設、資料活用のための研究施設などを作ること。



あとがき

▼寒暖の転変きわまりないこの頃である。梅のつぼみからの芳気を含んだ暖かな日と肌をひきしめるような次の日の寒さと。そんな時夜半から降り出したのか、朝起きてみると一面が白い世界であった。

△太郎を眠らせ

太郎の屋根に雪降りつむ

次郎を眠らせ

次郎の屋根に雪降りつむ

三好達治のこの詩は、スパッとぎるような文体に雪の降るその韻律と、静肅さを抒情をもって唱って余すところがない。雪に寄せるある共通な抒情と憧憬というべきものであろうか。

▼本号は、文化行政を中心に編集してみた。

東京国立文化財研究所の関野所長に「文化行政のこころ」と題して論文をい

ただいた。文化の多極化と集中化、文化における過去・現在・未来、文化交流、文化と環境等について触れられながら、「文化国家」という昔の夢をかえりみ、それを表現すべく努力しなければならぬことを説かれている。

▼また、文化行政に力を入れられ、独自のさまざまな事業を行われている滋賀県の中山文化部長に、滋賀県における文化行政の実態の概要について原稿をお寄せいただいた。さらに鎌倉市がどのような文化財総合調査を基盤とする一貫性ある行政サイクルに取り組んでおられるかについて鎌倉市の小島教育長にお書きいただいた。

▼最近いわゆる学校事故について関心が寄せられ、ジャーナリズム等にとりあげられることが多い。いわゆる学校事故の発生件数、その態様等についての概況を学校保健課でまとめたいただいた。さらに学校事故の責任という面からは、一件

あたり損害賠償額の高額化の傾向が顕著にみられ各自自治体の財政的負担が増大しつつある現状から、各自自治体は保険に加入することによって対応していこうという動きがみられる。そこで学校事故に関する保険制度の概況について紹介することとした。十分参考にしていただきたい。

教育委員会月報 第28巻 第11号 MEJ 5490

著 者 文 部 省

印 刷 者 東京都港区西新橋3丁目6番10号
大日本法令印刷株式会社